告示

○法務省告示第五百四十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十一年十一月二十二日から効力を生ずる。

平成二十一年十一月二十四日

法務大臣　千葉　景子

さいたま地方法務局所属　板垣　千里

○法務省告示第五百四十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年十一月二十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　クリストファー・ジョン・ウィルコック

生年月日　千九百六十三年十月十八日

国　籍　連合王国

○法務省告示第五百四十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国マサチューセッツ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年十一月二十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　キャロル・ミワ・ペイン

生年月日　千九百七十三年五月二十七日

国　籍　カナダ

○法務省告示第五百四十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国フロリダ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年十一月二十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　マイケル・ダグラス

生年月日　千九百七十四年三月二十三日

国　籍　カナダ

○法務省告示第五百四十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年十一月二十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　バシリオス・コンスタンティノス・ムシス

生年月日　千九百七十一年十二月一日

国　籍　ギリシャ共和国

○法務省告示第五百四十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年十一月二十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　チンフイ・チョン

生年月日　千九百七十六年五月十五日

国　籍　シンガポール共和国

○法務省告示第五百五十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十一年十一月二十四日

法務大臣　千葉　景子

一　指定を受けた者

氏　名　チンフイ・チョン

生年月日　千九百七十六年五月十五日

国　籍　シンガポール共和国

原資格国　アメリカ合衆国ニューヨーク州

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの

連合王国において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第五百五十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年十一月二十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　アディ・アデフリス

生年月日　千九百七十六年九月二十三日

国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第五百五十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年十一月二十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　秋山秀希

生年月日　千九百七十三年七月十一日

国　籍　日本国

○法務省告示第五百五十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年十一月二十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　エティエン・ポール・ゲレンチャー

生年月日　千九百七十四年十月二十二日

国　籍　オーストラリア

○法務省告示第五百五十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、ドイツ連邦共和国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年十一月二十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　ロバート・ティルマン・フィーヴェーガー

生年月日　千九百七十六年十二月十七日

国　籍　ドイツ連邦共和国

○法務省告示第五百五十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十一年十一月二十四日

法務大臣　千葉　景子

住所　大阪市鶴見区諸口６丁目４番２―501号

金輝旭　昭和57年５月29日生

住所　大阪市鶴見区鶴見３丁目４番９―205号

金毅年　昭和59年２月10日生

住所　大阪市生野区巽北１丁目30番１号

康修官　昭和24年11月19日生

秦正女　昭和35年１月９日生

康静恵　昭和61年12月12日生

康舜恵　昭和63年９月１日生

康尚照　平成２年４月19日生

康若恵　平成７年７月８日生

住所　大阪市城東区放出西３丁目15番４―503号

段作子　昭和34年11月５日生

玉花菜子　昭和62年３月30日生

住所　大阪市住吉区万代４丁目２番８号

崔貴子　昭和47年11月６日生

住所　大阪府泉大津市旭町13番30号

田邦彦　昭和52年５月11日生

住所　大阪府東大阪市小若江１丁目16番９号

文尚基　昭和26年12月14日生

朴啓子　昭和27年８月21日生

文裕苗　昭和58年３月29日生

住所　千葉県柏市南柏中央12番地３

文秀敏　昭和56年２月25日生

住所　大阪府泉南市信達市場1050番地６

金成男　昭和49年６月25日生

住所　大阪府吹田市末広町７番７号

朴會士　昭和52年11月２日生

住所　大阪府東大阪市岸田堂南町２番23号

金敏鴻　昭和17年１月４日生

金麗子　昭和18年１月１日生

金光秀　昭和43年８月10日生

金和代　昭和45年２月４日生

住所　大阪府八尾市上之島町南５丁目25番地19

金夏余　昭和59年４月２日生

住所　埼玉県新座市栗原２丁目４番34号

金侑蘭　平成元年３月30日生

住所　大阪市平野区加美北３丁目４番６号

韓秀燮　昭和15年９月７日生

任英順　昭和17年10月25日生

韓在彬　昭和45年５月10日生

韓在忍　昭和47年10月30日生

住所　大阪府東大阪市三ノ瀬３丁目５番16号

金三枝子　昭和34年３月18日生

洪玲香　昭和55年11月15日生

洪弘規　昭和60年11月３日生

住所　大阪府八尾市南太子堂６丁目４番51号

孫尚鎬　昭和30年11月９日生

許久子　昭和33年９月１日生

孫聖洛　昭和59年11月25日生

孫香里　昭和62年10月31日生

孫千晶　平成５年９月19日生

住所　大阪府東大阪市小阪本町２丁目13番14号

白貴之　昭和51年５月６日生

住所　大阪市浪速区久保吉１丁目５番１―309号

崔友治　昭和55年１月８日生

住所　大阪市東成区玉津２丁目19番17―601号

高一花　昭和39年４月17日生